

## ゆめの里入山辺

### 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

#### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会（以下「長野会」という。）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「ゆめの里入山辺」（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### （事業の目的）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるようにすることを目的とする。

② 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指すことを目的とする。

#### （運営の方針）

第3条 指定認知症対応型共同生活介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切にサービスを提供する。
- 2 利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 3 利用者個別の認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なサービスとならないよう配慮する。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

② 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者個別の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護予防に資するよう目標を設定し、計画的にサービスを提供する。
- 2 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識し、サービス提供にあたる。
- 3 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮する。
- 4 利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

### (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ゆめの里入山辺
- 2 所在地 長野県松本市入山辺1453-2

### (利用定員)

第5条 利用定員は、ひがしユニット9名、みなみユニット9名、計18名とする。

### (職員の員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤、2ユニット兼務)
  - (1) 管理者は3年以上の認知症介護の経験が有り必要な研修を修了している者で、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名以上(兼務)
  - (1) 計画作成担当者は保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画作成に関し知識と経験が有り、いずれも必要な研修を修了している者で、1名以上は介護支援専門員とする。介護支援専門員は、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督する。
  - (2) 計画作成担当者は、適切な介護サービスが提供されるよう利用者個別の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- 3 介護職員
  - (1) 日勤の時間帯  
常勤換算方法で、利用者3人に対し1名以上を配置する。1名以上は常勤とする。
  - (2) 夜間及び深夜の時間帯  
夜間及び深夜の時間帯を通じて1ユニット1名以上を配置する。
  - (3) 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 24時間

### (利用料等)

第8条 事業所が提供する介護サービスの利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

② 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・短期利用以外の場合

- 1 家賃 54,000円/月
- 2 食材料費 1,300円/日
- 3 水道光熱費 20,000円/月
- 4 理美容代・おむつ代 実費
- 5 そのほか、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認めら

れる費用

6 月の途中における入居又は退去においては、月額で定めた額については30日分での日割り計算による清算とする。

③ 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金または口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

#### (入退居)

第9条 利用者は、要介護者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては「要支援2」に該当する者）であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- 1 少人数による共同生活を営むことに支障がない者
- 2 自傷他害のおそれがない者
- 3 常時医療機関において治療をする必要がない者

② 事業所は主治医の診断書等により、入居申込者が認知症である者であることを確認する。

③ 入居申込者が入院治療を要すること等、必要なサービス提供が困難であると認めた場合は、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

④ 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

⑤ 利用者の退居に際しては利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。

⑥ 利用者の退居に際しては、利用者又は家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等への情報提供及び保健医療機関又は福祉サービス事業所との密接な連携に努める。

#### (介護サービスの内容)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護における介護サービスの内容は、次のとおりとする。ただし、サービス内容ごとに区分することなく全体を包括して提供する。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第11条 事業所は利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

② 事業所は利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難である場合は、利用者又は家族の同意を得て代行する。

③ 事業所は常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者及び家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

② 前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第13条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- ② 計画作成担当者は、介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行う。
- ③ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。
- ④ 介護計画の作成・変更に際しては、利用者又は家族に当該計画の内容を説明し、同意を得て交付するものとする。

#### **（協力医療機関等）**

第14条 事業所は利用者の病状の急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- ② 事業所はサービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携、支援体制を整えるものとする。

#### **（苦情処理）**

第15条 利用者及び家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### **（損害賠償）**

第16条 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

- ② 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### **（衛生管理）**

第17条 事業所は介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- ② 職員は感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

#### **（緊急時における対応策）**

第18条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは主治医又は協力医療機関等と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

#### **（事故発生時の対応）**

第19条 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに適切な措置を講ずる。

#### **（非常災害対策）**

第20条 事業所は非常災害に対応するための具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、地域の協力機関等との連携を図り、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

#### **（秘密保持等）**

第21条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

- ② 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、秘密保持誓約書により誓約するものとする。
- ③ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### **（職員研修）**

第22条 事業所は職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 1 採用時の研修 採用後3ヶ月以内
- 2 経験に応じた研修 随時

#### (運営推進会議)

第23条 介護保険法令に基づき、事業所の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。

② 運営推進会議に関する具体的事項は、別に定める運営推進会議設置要領による。

#### (外部評価)

第24条 事業所は自ら提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

#### (虐待防止に向けた体制等)

第25条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修会を定期的(年2回)に実施する。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

#### (記録の整備)

第26条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

② 事業所は次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 1 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画介護計画
- 2 提供した具体的サービス内容等の記録
- 3 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4 「指定介護予防地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第24条及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」27条に規定する市町村への通知に係る記録
- 5 苦情の内容等の記録
- 6 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 7 運営推進会議における事業所の活動状況の報告、それに対する評価、要望、助言等の記録

#### (その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、長野会統括本部長(以下「本部長」という。)と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

#### (規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、本部長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。